

寒河江市国土強靱化地域計画

令和3年3月

山形県寒河江市

【目 次】

I はじめに

| | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画の期間 | 1 |

II 基本的な考え方

| | |
|------------------------|---|
| 1 寒河江市における国土強靱化の理念 | 2 |
| 2 基本目標 | 2 |
| 3 強靱化を推進する上での基本的な方針 | 2 |
| 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象） | 3 |

III 脆弱性評価

| | |
|----------------------|---|
| 1 脆弱性評価の考え方 | 5 |
| 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 5 |
| 3 評価の実施手順 | 7 |
| 4 評価の結果 | 7 |

IV 強靱化に向けた施策推進方針

| | |
|------------------|----|
| 1 施策推進方針の整理 | 8 |
| 2 施策分野ごとの施策推進方針 | 8 |
| (1)行政機能（消防含む） | 9 |
| (2)危機管理 | 11 |
| (3)建築住宅 | 14 |
| (4)交通基盤 | 16 |
| (5)国土保全 | 17 |
| (6)保健医療・福祉 | 18 |
| (7)ライフライン・情報通信 | 19 |
| (8)産業経済 | 21 |
| (9)農林水産 | 21 |
| (10)環境 | 22 |
| (11)リスクコミュニケーション | 23 |

V 計画の推進

| | |
|-----------|----|
| 1 計画の推進管理 | 25 |
| 2 計画の見直し | 25 |

| | |
|----------------|----|
| 【別表 1】 脆弱性評価結果 | 26 |
|----------------|----|

| | |
|---------------------------------|----|
| 【別表 2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針 | 37 |
|---------------------------------|----|

| | |
|---------------|----|
| 【別表 3】 個別事業一覧 | 48 |
|---------------|----|

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本市においては、第6次振興計画の基本政策の一つとして「元気に安心して暮らせるまち」を掲げ、災害被害が少ないまちを目指し、自助、共助、公助が連携して地域防災力の強化に取り組んでいる。

近年、令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨など自然災害が多発しており、今後、地球温暖化の影響により台風の大型化や豪雨の発生頻度が高くなることが懸念されており、本市としても、基本法の趣旨を踏まえ、国、県と連携しながら、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った安全安心な地域社会を構築するため、「寒河江市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化基本計画」や「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」と調和を保ちつつ、「寒河江市振興計画」や「寒河江市地域防災計画」との整合を図りながら、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

II 寒河江市における国土強靱化の基本的な考え方

1 寒河江市における国土強靱化の理念

寒河江市における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本市の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本市の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市、市民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 市民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI^{*}の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。
※PFI (Private Finance Initiative) :公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情など、本市の特性や課題に応じた施策を講じること。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土強靱化を実効あるものとするため、強靱化に向けた市の役割を踏まえ国、県の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす市外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

| 県内／ 県外 | 自然災害の種類 | | 想定する規模等 |
|-----------|----------------------------|-------------|---|
| 県内 | 大規模地震 | 内陸型 | M7～8 程度、最大震度 7 程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生 |
| | 台風 梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風 | 大規模 水害 | 記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等 |
| | | 大規模 土砂災害 | 記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等 |
| | | 暴風災害 | 台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等 |
| | 暴風雪・大雪・雪崩 | | 記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害・家屋の倒壊、人的被害等 |
| | 複合災害 | | 複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等 |
| 県外 | 大規模地震・津波・水害 | | 南海トラフ地震や首都直下型地震、太平洋沖地震（東日本大震災クラス）など、他市町村で発生する大規模地震・津波・水害による人的・物的被害等 |

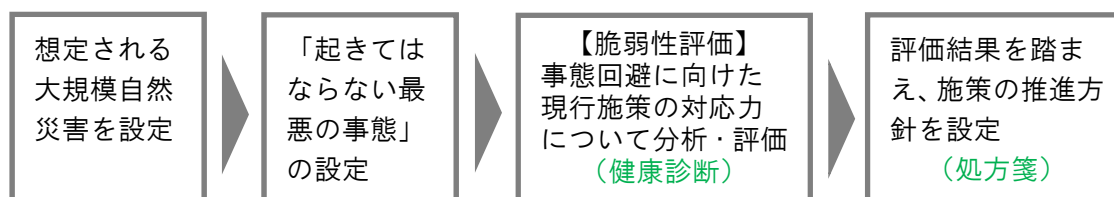
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、国県土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

| 事前に備えるべき目標 (8) | | 起きてはならない最悪の事態 (31) | |
|----------------|--|--------------------|---|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 地震等による建物・交通施設等 (1-2 の施設を除く) の倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 |
| | | 1-3 | 異常気象等による広域的な市街地等の浸水 |
| | | 1-4 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-6 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| | | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動 (サプライチェーンを含む) を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞 |
| | | 5-2 | 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| | | 5-3 | 基幹的交通ネットワークの機能停止 |
| | | 5-4 | 食料等の安定供給の渋滞 |
| 6 | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済 | 6-1 | 電力供給ネットワークや石油・LP ガス・サプライチェーンの機能停止 |

| | | | |
|---|--|-----|---------------------------------------|
| | 活動必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-2 | 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 | ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | 7-2 | 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 7-3 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| | | 7-4 | 風評被害等による地域経済活動への甚大な影響 |
| 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 | 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

3 脆弱性評価の実施手順

設定した31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など市以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部局等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

（「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。）

○ 施策分野

- | | | |
|-----------------|----------|-------------------|
| (1) 行政機能 | (2) 危機管理 | (3) 建築住宅 |
| (4) 交通基盤 | (5) 国土保全 | (6) 保健医療・福祉 |
| (7) ライフライン・情報通信 | (8) 産業経済 | |
| (9) 農林水産 | (10) 環境 | (11) リスクコミュニケーション |

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- () 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、市、民間の4区分）を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1) 行政機能

<行政機能>

(庁舎の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [市] 《建築住宅》

- 庁舎については、新耐震基準により耐震改修が完了していることから、今後は寒河江市公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の整備) (1-1, 3-1) [市] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備を図るとともに、必要な資機材の整備し機能の充実を図る。

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進) (1-2) [市]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や防災マップ、洪水ハザードマップを確認し、機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [市] 《危機管理》

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定に向けた取組みを推進するとともに、指定にあたっては必要となる施設や設備整備を行う。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定、運用に向けた取組みを促進する。
- 避難所の機能強化のため、避難者が良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。
- 指定避難所となる施設に、空調設備等を整備し避難者の負担軽減を図る。

(市の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [市] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に寒河江市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「寒河江市業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制整備を進める。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、市] 《ライフ・情報》

- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、情報システムの機能維持のための取組みや業務継続を確保するための対策を講じていく。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- 石油関係団体と災害時における燃料供給に係る災害協定に基づき、優先的に供

給する緊急車両や災害拠点施設等の重要施設への具体的な実施方法の確認により、災害時における緊急車両への迅速な燃料供給の確保体制を整備する。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6, 3-1, 4-1) [県、市] 《危機管理》

- 大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合においても、県防災行政通信ネットワーク等の行政機関相互の通信手段の確保に努め、通信事業者との連携し対応を強化していく。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、市、民間] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート^{*}、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

^{*} Lアラート…

| |
|--|
| 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。 |
|--|

(災害時における市民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [市] 《危機管理》

- 災害時に、市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な防災行政無線やエリアメール、スマホアプリなどの情報伝達手段の多重化を促進する。
- 防災行政無線の伝達内容が確認できる放送内容自動音声案内（テレホンサービス）の周知を図る。

<広域連携>

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している自治体との情報共有を図り、災害に備え体制を強化する。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 災害相互応援協定締結自治体との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

(広域防災拠点及び物資集積拠点の整備) (2-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

(2) 危機管理

<洪水対策>

(洪水ハザードマップの周知) (1-3) [国、県、市]

- 洪水時の浸水想定区域を市民に広く周知するため、防災マップ、洪水ハザードマップの活用について地域の特性に合わせた説明会を実施し周知していく。

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [市]

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難行動が図られるよう避難勧告等の具体的な発令基準の策定を見直し運用していく。

(タイムラインの運用) (1-3) [市]

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風等の自然災害について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用を推進し、被害の最小化を図る。

<土砂災害対策>

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、市] 《国土保全》

- 土砂災害防止法に基づき作成した防災マップ、洪水ハザードマップの市民への周知を強化するとともに、土砂災害を想定した避難訓練など警戒避難体制を図る。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定) (1-4) [市]

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国の日避難勧告等に関するガイドラインの改定に基づき改定し運用する。

(ため池の点検強化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [県、市] 《農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、市民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

(土砂災害情報などの避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、市] 《国土保全》

- 気象情報や土砂災害警戒システム、气象台とのホットライン等で状況を把握し、避難勧告や災害に関する情報を遅延なく情報発信を行う。

<情報伝達機能>

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6, 3-1, 4-1) [国、県、市] 《行政機能》

- 大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合においても、県防災行政

通信ネットワーク等の行政機関相互の通信手段の確保に努め、通信事業者と連携し対応を強化していく。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、市、民間] 《行政機能》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート^{*}、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

^{*} Lアラート…

| |
|--|
| 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。 |
|--|

(災害時における市民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [市] 《行政機能》

- 災害時に、市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な防災行政無線やエリアメールなどの情報伝達手段の多重化を促進する。
- 防災行政無線の伝達内容が確認できる放送内容自動音声案内（テレホンサービス）の周知を図る。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、市] 《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、市民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<応急・復旧対策>

(業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [県] 《行政機能》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に寒河江市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「寒河江市業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制整備を進める。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保) (2-2) [県、市]

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備え非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、引き続き確保を務める。

(緊急車両、市立病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-1) [県、市、民間] 《行政機能》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、災害時における救助・救急等に当たる緊急車両や市立病院等への燃料供給の確保を図る。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、市、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体と相互応援協定等を締結しているが、応援を受ける際の具体的な内容等について情報共有を図り災害時に備え連携を強化する。

(自衛隊との連携強化) (2-3) [国、県、市]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、市、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 災害相互応援協定締結自治体との情報交換や緊急連絡体制の確認を行うなど、連携を強化していく。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国、県、市] 《交通基盤》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、市、民間] 《リスクコミ》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、寒河江市社会福祉協議会等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-5) [市]

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

(被災者生活再建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、市]

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について一層の拡充に向けた取組みを進める。

<地域防災力>

(地域コミュニティの維持) (8-3) [県、市、民間]

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、市と連携し市民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通し

て、平時から市民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

(自主防災組織の育成強化等) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [県、市、民間]

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、市民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、未組織地域の組織化を支援する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し活性化を促進する。

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [県、市] 《行政機能》

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に向けた取組みや指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。
- 福祉避難所の指定、運用に向けた取組みを促進する。
- 避難所の機能強化及び充実を図るため、良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

(食料等の備蓄) (2-1, 5-4) [県、市、民間] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、市民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 市の備蓄については、食料や物品等を市備蓄計画に基づき備蓄を確保すると共に、使用期限等を考慮した備蓄品管理を計画的行う。

(3) 建築住宅

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

(庁舎の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [市] 《行政機能》

- 庁舎については、新耐震基準により耐震改修が完了していることから、今後は寒河江市公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の整備) (1-1, 3-1) [市] 《危機管理》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備を図るとともに、必要な資機材の整備し機能の充実を図る

(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、市、民間]

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2) [国、県、市、民間]

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進する。
- 小中学校施設については、補助制度の活用等を図りながら、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。
- 社会教育施設については、補助制度の活用等を図りながら、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。
- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の施設について、耐震化が完了していない私立施設については、補助制度の活用等を図りながら、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。
- 病院施設については、補助制度の活用等を図りながら、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

(市営住宅の耐震化の促進) (1-1) [市]

- 耐震化が必要な市営住宅について、建替及び用途廃止を行い、耐震化を進める。

(市営住宅の老朽化対策の促進) (1-1) [市]

- 市営住宅について、「寒河江市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

(都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進) (1-2) [県、市]

- 都市公園については、「寒河江市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。（都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組みを促進する。）

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1, 1-2) [国、県、市]

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

＜その他対策＞

（空き家対策の推進）(1-1) [県、市、民間]

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する。

（家具の転倒防止対策の推進）(1-1) [県、市、民間]

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

（事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進）(1-2) [県、市、民間]

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

（４）交通基盤

＜高速交通網整備＞

（高速道路等へのアクセス道路の整備）(5-3,8-4) [国、県、市、民間]

- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。

＜道路関係防災対策＞

（緊急輸送道路等の整備・確保）(1-1,2-1,2-5,8-4) [国、県、市]

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給、救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）ジェットの長寿命化を推進する。
- 救急救助活動に必要な緊急輸送道路やその代替路、補完路について、国や県と連携を図り整備を推進する。

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進）(5-3,6-4) [国、県、市]

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、市]

- 災害時に孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。

(路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、市、民間]

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行により地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

<豪雪対策>

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-5) [国、県、市]

- 暴風雪時には、豪雪対策本部又は豪雪対策連絡本部を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を行う。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

(道路の防雪施設の整備) (1-5) [国、県、市]

- 雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備がされているが、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-5) [国、県、市]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

(5) 国土保全

<洪水・土砂災害対策>

(治水対策の推進及び河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、市]

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、河川が有する流下能力を常に発揮できるよう河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去について、国、県に要望していく。
- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新を行う。

(都市部における内水浸水対策の促進) (1-3) [市]

- 近年、地球温暖化等に起因する気象変動による局地的豪雨や宅地開発などによ

る土地利用の変化により、住宅地はもとより農地での内水氾濫のリスクが増大してきている。これに対処するため策定された、「寒河江市雨水排水整備計画」に基づき工事を実施し内水氾濫を最小限に抑える効果的な雨水排水対策を促進する。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、市] 《危機管理》

- 土砂災害防止法に基づき作成した防災マップ及び洪水ハザードマップを引き続き周知し、土砂災害を想定した避難訓練など警戒避難体制を強化する。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、市]

《危機管理》

- 気象情報や市内の状況等の情報収集を図り的確に把握し、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を市民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、市、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

<復旧・復興対策>

(迅速な復興に資する地籍調査成果の利用推進) (8-4) [市]

- 土地境界の明確化を図る地籍調査の成果は、被災地の迅速な復旧・復興に資するものであり、その更新体制のせいびを図る。

(6) 保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応>

(医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、市、民間]

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

(市立病院での非常時対応体制の維持) (2-4) [市]

- 市立病院のボイラー設備用の燃料（重油）については、地下タンクへ3日分以上の備蓄をしているほか、自家発電設備（軽油）を備え、停電対応として施設内の予備燃料と市関係車両の燃料タンク備蓄をあわせて3日分以上の確保に努め、災害が発生した場合においても、安全で信頼される医療を継続するため、当該備蓄の常時維持を図る。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-1, 2-5) [県、市、民間]

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、市、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、避難確保計画の作成を推進するとともに助言・指導等の支援を行い災害時における体制を構築する。

<各種医療支援>

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実) (2-5) [県、市]

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントの確保を推進する。

<防疫対策>

(防疫対策の推進) (2-6) [国、県、市、民間]

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

(7) ライフライン・情報通信

<エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2, 6-1) [市、民間] 《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、災害時における緊急対策用燃料等の供給等に関する協定締結の推進による事業者と連携を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、市、民間] 《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<水道>

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1, 6-2) [県、市]

- 現在、寒河江市の水道管の耐震化率は25.2%、内訳として、導水管85.1%、送水管54.1%、配水管22.5%となっている。寒河江市水道ビジョンにより基幹

管路の更新に合わせて水道管路については耐震管による更新を進めており、今後も老朽化対策と併せ耐震化を着実に進める。

- 災害時の自己水源確保のため、取水、配水施設についても老朽化対策に併せ順次更新し耐震化を進める。また、市指定避難所への給水の確保のため、耐震管による配水管の整備を進める。

(応急給水体制などの整備) (2-1,6-2) [県、市、民間]

- 既に配水池に整備してある緊急遮断弁等の安全装置については、日常点検により災害に備えた安全性を確保する。災害時の速やかな応急給水を確実なものにするため給水訓練を行い日頃より災害対応に備える。また、他自治体への災害支援については積極的に行う。

<下水道等>

(下水道業務継続計画（BCP）・施設耐水化等の推進) (6-3) [県、市]

- 下水道BCPによる災害を想定した訓練を行い災害時においても迅速な対応と早期復旧に努める。また、下水道ストックマネジメント計画を着実に進めるほか、下水道施設の耐水化についても早期に検討し着実に進める。

(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [県、市、民間]

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき策定された、寒河江市生活排水処理基本計画を着実に推進し、下水道区域以外については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

<情報通信>

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

(災害時における市民の情報伝達体制の強化) (4-2) [市] 《行政機能・危機管理》

- 災害時に市民に対して、防災情報や避難所情報を迅速かつ確実に伝達する手段として有効な防災行政無線やSNS、スマホアプリなど災害情報の伝達手段の多重化を促進する。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、市] 《行政機能》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの不稼働のリスクを軽減するため、情報システムの機能維持の取組や業務の継続性を確保するための対策を講じていく。

(8) 産業経済

<企業活動>

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進) (5-1) [県、市、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるBCP策定を促進する。

<エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2, 6-1) [市、民間] 《ライフ・情報》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、災害時における緊急対策用燃料等の供給等に関する協定締結の推進による事業者と連携を強化する。

<風評被害防止>

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-4) [県、市、民間]

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

(9) 農林水産

<食料供給>

(食料生産基盤の整備) (5-4) [県、市、民間]

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

(食料及び生産基盤の有害鳥獣に被害防止) (5-4) [県、市、民間]

- 鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け、効果的な駆除や追い払い等の対策に取り組むため、電気柵をはじめとする被害防止施設の整備を推進する。

<農林施設の耐震化・老朽化対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、市、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進) (6-4) [県、市]

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施すると

ともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、市、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [県] 《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、市民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

(治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進)

(1-4, 2-2, 6-4, 7-1, 7-3) [県、市] 《危機管理》

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する。

(10) 環境

<有害物質・危険物対策>

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) (7-2) [県、市、民間]

- 有害物質等の公共用水域への流出や地下への浸透、大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

(危険物施設の耐震化の促進) (7-2) [県、市、民間]

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

<災害廃棄物対策>

(災害廃棄物処理体制の構築) (8-1) [県、市]

- 災害が発生した際に、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた寒河江市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

(11) リスクコミュニケーション

<防災教育>

(防災教育の充実) (1-6) [県、市、民間]

- 自主防災組織など地域における防災意識の向上を図るため、ホームページや防災マップなどで防災知識の普及啓発について、市防災訓練や出前講座等により啓発の充実を図る。
- 災害発生時に迅速な対応や被害を軽減するため、市防災訓練や自主防災組織の活動への積極的な参加を促し、市民の防災意識の向上を図る。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-5) [県、市]

- 雪下ろし中の転落事故について、引き続き積雪状況や気象の見通しに基づき、雪害事故防止の注意喚起を行う。

(食料等の備蓄) (2-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄について、防災マップ及びホームページ、出前講座等により3日分の食料と飲料水の備蓄を呼びかけており、引き続き周知のための啓発活動を行う。

<防災訓練>

(防災訓練の充実) (1-6) [県、市、民間]

- 災害発生時に、迅速な初期対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施する必要があることから、市防災訓練や自主防災組織など各種訓練に多くの市民の参加を呼びかけ災害時に備えていく。

<要配慮者支援>

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-6) [県、市、民間] 《危機管理》

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、更新等の整備を促進する。

<関係機関との連携・人材育成>

(災害ボランティアの受入りに係る連携体制の整備) (2-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、寒河江市社会福祉協議会と連携により、ボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [県、市、民間]

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急

対策が迅速かつ効果的に行われるよう訓練等を通じて連携強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [県、市、民間]

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や市等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県内市町村及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表1】脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 市内の住宅の耐震化率は、約80%（H27）となっているが、全国平均（約85%（H25））に比べ遅れており、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進必要がある。
- 市内の防災拠点施設の耐震化は完了している。

（市営住宅の耐震化）

- 市営住宅の耐震化が必要なものについては、建替え及び用途廃止を行い、耐震化を進める必要がある。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。（1-2にも記載）

（市営住宅の老朽化対策）

- 市営住宅について、「寒河江市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（改修、改善等）を推進する必要がある。

（空き家対策）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適切管理を促すとともに、空き家の利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

（家具の転倒防止対策）

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。（2-1, 2-5, 8-4にも記載）

（街路・都市施設の整備）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。

（避難場所の指定、耐震化・設備整備）

- 指定収容避難所が設定されているが、災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について、早急な対応が必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する必要がある。
- 避難所の機能強化のため、引き続き耐震化や空調設備など良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（庁舎の耐震化・維持管理等）

- 市庁舎については、新耐震基準により耐震化改修が完了しており、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。（3-1にも記載）

（被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策）

- 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化）

- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化は完了していることから、小中学校施設については計画的にストック管理（修繕、改修等）に取り組む必要がある。

- 公民館や青少年教育施設等の社会教育施設は、耐震化は完了していることから計画的にストック管理（修繕、改善等）に取り組む必要がある。
- 保育所施設、幼稚園及び幼保連携型認定こども園施設については、耐震化は完了していることから計画的にストック管理（修繕、改善等）に取り組む必要がある。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。
- 災害発生時において多数の傷病者の受入れが想定される災害拠点病院については、施設の耐震化は完了しているが、補助制度の活用等を図りながら、計画的にストック管理（修繕、改善等）に取り組む必要がある。

（都市公園施設の耐震化・維持管理）

- 「寒河江市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的に維持管理、更新を行う必要がある。また、都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取り組みが必要である。

（事業所・店舗における棚等の転倒防止対策）

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化）

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。（1-1にも記載）

1-3 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

（洪水ハザードマップの周知）

- 洪水時の浸水想定区域や水害の危険性を予め市民に周知するため、令和元年9月に洪水ハザードマップを作成し全戸配布を実施したが、内容や活用方法等について周知する取り組みを促進する必要がある。
- 現在の洪水ハザードマップは、最上川、寒河江川、沼川について作成しているが、市内の中小河川について作成する必要がある。

（避難勧告等の具体的な発令基準の策定）

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を策定しているが、他市町村の災害対応や災害検証結果を踏まえ見直しを図る必要がある。

（迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化）

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等の収集を強化し、市民への避難情報等の発信を強化する必要がある。（1-6にも記載）

（事前防災行動計画（タイムライン）の運用）

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめた事前防災行動計画（タイムライン）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

（治水対策の推進）

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増している。このため、河川改修などの治水効果の早期発現を図る必要がある。

（河川管理施設の維持管理）

- 老朽化した河川管理施設について、効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化を検討し補修・更新を行う必要がある。
- 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去など、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため国、県と連携し対応する必要がある。

（都市部における内水浸水対策）

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大しており、下水道雨水幹線等施設整備を早急に進める必要がある。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 防災マップ・洪水ハザードマップにより土砂災害警戒区域や危険性について周知するとともに、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。
- 山形県土砂災害警戒システムによる土砂災害危険度情報等の提供について周知を図る必要がある。

（土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の運用）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定めており、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に合わせ見直す必要がある。

（治山施設等の土砂災害対策）

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。（2-2, 7-1, 7-3にも記載）

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における的確な道路管理）

- 暴風雪時において、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

（道路の防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、県、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備が進めているが、施設の長寿命化や気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

（道路の除雪体制等の確保）

- 各道路管理者（国、県、市）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

（雪下ろし事故を防止するための注意喚起）

- 雪下ろし中の転落事故が毎年発生していることから、積雪や気象状況により事故防止の注意喚起を実施しているが、引き続き注意喚起を行う必要がある。

（豪雪災害時の災害救助法適用）

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有している。（3-1, 4-1にも記載）

（災害時における市民への情報伝達）

- 災害時には、市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があり、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線を整備し適切に運用するとともに、多様な方法による情報発信の多重化の取組みが必要である。（4-2にも記載）
- 同報系防災行政無線の放送内容を聞き取れない場合のテレホンサービスについて、利用を周知する必要がある。（4-2にも記載）

（迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化）

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等の収集を強化し、市民への避難情報等の発信を強化する必要がある。（1-4にも記載）

（自主防災組織の育成等）

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率100%を目指し組織化を促進する必要がある。（2-3, 4-2, 8-3も記載）
- 自主防災組織の活動や資機材の整備の支援が必要である。（2-3, 4-2, 8-3も記載）

- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。(2-3, 4-2, 8-3にも記載)

(防災教育の充実)

- 地域における防災意識の向上のため、ホームページやチラシなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいる。また、防災訓練や出前講座、消防団による訓練により啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

(防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であり、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

(災害時の要配慮者支援)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する必要がある。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、市民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 市における備蓄については、引き続き備蓄計画に基づき計画的に現物備蓄の確保を促進する必要がある。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、緊急時の連絡体制の確認や情報交換等で連携を図るとともに、新たな災害協定の締結を推進する。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体との相互応援協定等を締結している。(3-1にも記載)

(「道の駅」の防災拠点化)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る必要がある。

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41%(H25)、浄水施設が15%(H25)、配水施設が39%(H25)と、全国平均の各々35%、22%、47%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。(6-2にも記載)

(応急給水体制などの整備)

- 既に配水池に整備してある緊急遮断弁等の安全装置については、日常点検により災害に備えた安全性を確保している。また、災害時の速やかな応急給水を確実にものにするため給水訓練を行い日頃より災害対応に備える必要がある。(6-2にも記載)

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する必要がある。(1-1, 2-5, 8-4にも記載)

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- ボランティアによる被災地支援活動の充実を図るため、行政・社会福祉協議会・NPO等が連携し、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段として、移動系防災行政無線機を配備しているが、その使用方法や運用などについて訓練する必要がある。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保する必要がある。また、離着陸場所の維持管理や冬期間、積雪により使用できない可能性があるため代替地を確保する必要がある。

(孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。(1-4, 7-1, 7-3にも記載)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊・警察との連携)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

(消防関係施設等の耐震化・老朽化対策)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設のより一層の耐震化を推進するとともに、老朽化した消防関係施設及び消防資機材等の計画的な更新が必要である。(3-1にも記載)

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、県と連携し緊急消防援助隊など専門部隊の応援を円滑に受けることができるよう、受援に必要な体制を整備する必要がある。
- 災害対応能力の強化に向けた訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

(自主防災組織の育成)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率100%を目指し組織化を促進する必要がある。

(1-6, 4-2, 8-3も記載)

- 自主防災組織の活動や資機材の整備の支援が必要である。(1-6, 4-2, 8-3も記載)
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。(1-6, 4-2, 8-3にも記載)

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。(3-1にも記載)

(医療機関での非常時対応体制)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。

(市立病院での非常時対応体制)

- 市立病院のボイラー設備用の燃料(重油)については、地下タンクへ3日以上分の備蓄をしているほか、自家発電設備(軽油)を備え、停電対応として施設内の予備燃料と市関係車両の燃料タンク備蓄をあわせて3日以上分の確保に努め、災害が発生した場合においても、安全で信頼される医療を継続するため、当該備蓄の常時維持を図っている。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(ドクターヘリの活用による救急医療体制)

- 運航実績が年々増加しているドクターヘリについては、絶えず出動要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等を実施し、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保を推進する必要がある。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導していることから、引き続き周知を図る必要がある。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、個別施設計画等の防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所への防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びブスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。(1-1, 2-1, 8-4にも記載)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期的な予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止やその他感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う必要がある。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎の耐震化・維持管理等)

- 市庁舎については、新耐震基準により耐震化改修が完了しており、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。(1-2にも記載)

(災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進)

- 庁舎は新耐震基準により耐震化改修がされており、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。

(業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に寒河江市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。

(消防関係施設等の耐震化・老朽化対策)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設のより一層の耐震化を推進するとともに、老朽化した消防関係施設及び消防資機材等の計画的な更新が必要である。(2-3にも記載)

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 業務の継続性を確保するための対策を講ずるとともに、定期的に計画の点検・更新を行う必要がある。災害時のシステム不稼働のリスクを軽減するため、情報システムの機能維持に関する取り組みを進める必要がある。

(大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体との相互応援協定等を締結している。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有している。(1-6, 4-1にも記載)

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。(2-4にも記載)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有している。(1-6, 3-1にも記載)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート*)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

※ Lアラート…
災害関連情報の発信者である県・市と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、
地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

(災害時における市民への情報伝達)

- 災害時には、市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要がある、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線を整備し適切に運用するとともに、多様な方法による情報発信の多重化の取組みが必要である。(1-6にも記載)
- 同報系防災行政無線の放送内容を聞き取れない場合のテレホンサービスについて、利用を周知する必要がある。(1-6にも記載)

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率100%を目指し組織化を促進する必要がある。

(1-6, 2-3, 8-3も記載)

- 自主防災組織の活動や資機材の整備の支援が必要である。(1-6, 2-3, 8-3も記載)
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。(1-6, 2-3, 8-3にも記載)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持にの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給事業者との連絡)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。(6-1にも記載)

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

(高速道路及び広域幹線道路の整備)

- 大規模災害時に県内外被災地への物資支援や人的支援等を迅速に行うため、県・国と連携し県内外を結ぶ高速道路や広域幹線道路の整備を推進する必要がある。
- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める必要がある。(8-4にも記載)

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。(6-4にも記載)

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び維持のため、鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨、大雪等の自然災害の防止対策を図る必要がある。(6-4, 8-4にも記載)

5-4 食料等の安定供給の停滞

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、市民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 市における備蓄については、引き続き備蓄計画に基づき計画的に現物備蓄の確保を促進する必要がある。

(食料生産基盤の整備)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給機能ネットワークや石油・LPガス・サプライチェーンの機能停止

(エネルギー供給事業者との連絡)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。(5-2にも記載)

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入拡大の必要がある。また、災害リスクに対応するため、家庭・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

6-2 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41% (H25)、浄水施設が15% (H25)、配水施設が39% (H25)と、全国平均の各々35%、22%、47%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。(2-1にも記載)
- 災害時の自己水源確保のため、取水、配水施設についても老朽化対策に併せ順次更新し耐震化を進め、市指定避難所への給水の確保のため、耐震管による配水管の整備を進める必要がある。

(応急給水体制などの整備)

- 既に配水池に整備してある緊急遮断弁等の安全装置については、日常点検により災害に備えた安全性を確保している。また、災害時の速やかな応急給水を確実なものにするため給水訓練を行い日頃より災害対応に備える必要がある。(2-1にも記載)

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道業務継続計画(BCP)・施設耐水化等の推進)

- 下水道BCPによる災害を想定した訓練を行い災害時においても迅速な対応と早期復旧に努める必要がある。また、下水道ストックマネジメント計画を着実に進めるほか、下水道施設の耐水化についても早期に検討し着実に進める必要がある。

(合併処理浄化槽への転換)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき策定された、寒河江市生活排水処理基本計画を着実に推進し、下水道区域以外については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び維持のため、鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨、大雪等の自然災害の防止対策を図る必要がある。(5-3.8-4にも記載)

(農道施設の耐震化・長寿命化対策)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

(災害に強い路網整備)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備、治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。(5-3にも記載)

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の点検強化・ハザードマップ作成の推進)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、市民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。(1-4, 2-2, 7-3にも記載)

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、市民に災害緊急情報など避難に資する情報を迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- 有害物質等の公共用水域への流出又は地下への浸透、大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

(危険物施設の耐震化)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。(1-4, 2-2, 7-1にも記載)

7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設関係団体との連携）

- 県及び市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

（復旧・復興を担う人材の育成）

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域コミュニティの維持）

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

（自主防災組織の育成）

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率100%を目指し組織化を促進する必要がある。

（1-6, 2-3, 4-2にも記載）

- 自主防災組織の活動や資機材の整備の支援が必要である。（1-6, 2-3, 4-2にも記載）
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。（1-6, 2-3, 4-2にも記載）

（被災者生活再建支援制度の拡充）

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

8-4 鉄道・基幹道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（高速道路及び広域幹線道路の整備）

- 大規模災害時に県内外被災地への物資支援や人的支援等を迅速に行うため、県・国と連携し県内外を結ぶ高速道路や広域幹線道路の整備を推進する必要がある。
- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める必要がある。（5-3にも記載）

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。（1-1, 2-1, 2-5にも記載）

（鉄道施設の耐震化・防災対策）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び維持のため、鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨、大雪等の自然災害の防止対策を図る必要がある。（5-3.6-4にも記載）

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化の促進）

- 住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。**【国、県、市、民間】《建築住宅》**

（市営住宅の耐震化の促進）

- 市営住宅の耐震化が必要なものについては、建替え及び用途廃止を行い耐震化を促進する。**【市】《建築住宅》**

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。**（1-2にも記載）【国、県、市】《建築住宅》**

（市営住宅の老朽化対策の推進）

- 市営住宅については、「寒河江市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。**【市】《建築住宅》**

（空き家対策の推進）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する。**【県、市】《建築住宅》**

（家具の転倒防止対策の推進）

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。**【県、市】《建築住宅》**

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。**（2-1, 2-5, 8-4にも記載）【国、県、市】《交通基盤》**

（街路・都市施設の整備）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。**【県、市】《交通基盤》**

（避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定に向けた取組み、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。**【県、市】《危機管理／行政機能》**
- 福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する。**【県、市】《危機管理／行政機能》**
- 避難所の機能強化のため、引き続き、耐震化や空調設備の設置など良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。**【県、市】《危機管理／行政機能》**

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（庁舎の耐震化・維持管理等の推進）

- 市庁舎については、新耐震基準により耐震化改修が完了していることから、今後は、寒河江市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な維持管理・修繕を行い長寿命化に取り組む。**（3-1にも記載）【市】《行政機能／建築住宅》**

（被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進）

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や防災マップ、洪水ハザードマップを確認し、改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。**【県、市】《行政機能》**

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。**【国、県、市、民間】《建築住宅》**

- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進するため、国の制度を活用した新たな支援制度の整備を図る。【民間】《建築住宅》
- 小中学校施設については、計画的にストック管理（修繕、改善等）に取り組む。【市】《建築住宅》
- 社会教育施設については、ストック管理（修繕、改善等）に取り組む。【市】《建築住宅》
- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定保育園の施設については、ストック管理（修繕、改善等）に取り組む。【県・市・民間】《建築住宅》
- 児童養護施設のうち老朽化した施設については、助成制度を活用しながら計画的な整備を促進する。【県・市・民間】《建築住宅》
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。【県・市・民間】《建築住宅》
- 病院施設については、補助制度の活用等を図りながら、引き続き耐震化を促進する。【市・民間】《建築住宅》

（都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進）

- 都市公園については、「寒江市都市計画長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。（都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取り組みを促進する。）【県、市】《建築住宅》

（事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進）

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。【県、市】《建築住宅》

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。（1-1にも記載）【国、県、市】《建築住宅》

1-3 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

（洪水ハザードマップの周知）

- 洪水時の浸水想定区域を市民に周知するため、防災マップ、ハザードマップの活用について説明会や防災訓練などで情報提供に取り組み周知を図る。【市】《危機管理》

（避難勧告等の具体的な発令基準の策定）

- 洪水時の市民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促進する。【市】《危機管理》

（迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化）

- 河川の水位や気象情報等を的確に把握し、必要に応じて避難勧告や災害に関する情報を市民に情報発信するとともに、市民に対して情報取得の方法について、市ホームページや出前講座等で周知していく。（1-6にも記載）【国、県、市】《危機管理／県土保全》

（事前防災行動計画（タイムライン）の運用）

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめた事前防災行動計画（タイムライン）事前防災行動計画の運用により、被害の最小化を図る。【市】《危機管理》

（治水対策の推進及び河川管理施設の維持管理）

- 豪雨等による災害防止のため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去について、県に要望していくとともに、内水被害対策として、河川改修事業の推進についても要望していく。【国、県、市】《県土保全》

（都市部における内水浸水対策の促進）

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、下水道雨水幹線等施設整備を促進する。【市】《県土保全》

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 土砂災害防止法に基づき作成した防災マップ、洪水ハザードマップにより土砂災害警戒区の危険性について、地域の特性を考慮した説明会の実施や土砂災害を想定した避難訓練等により警戒避難体制の整備を図る。
【**県、市**】《**危機管理／県土保全**》

（土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、発令基準の策定を促進する。
【**市**】《**危機管理**》

（治山施設等の土砂災害対策の推進）

- 県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。**(2-2, 7-1, 7-3 にも記載)** 【**県、市**】《**農林水産／県土保全**》

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における的確な道路管理の推進）

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時には、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。【**国、県、市**】《**交通基盤**》

（道路の防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、県、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。
【**国、県、市**】《**交通基盤**》

（道路の除雪体制等の確保）

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。
【**国、県、市**】《**交通基盤**》

（雪下ろし事故を防止するための注意喚起）

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。【**県、市**】《**リスクコミ**》

（豪雪災害時の災害救助法の適用）

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。【**市**】《**危機管理**》

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク以外の行政機関相互の通信手段を確保するため、県や通信事業者と災害協定等による連携を強化していく。
(3-1, 4-1 にも記載) 【**国、県、市**】《**危機管理／行政機能**》

（災害時における市民への情報伝達の強化）

- 市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、情報発信の多重化の取組みを促進する。
(4-2 にも記載) 【**市**】《**危機管理／行政機能**》
- 防災行政無線の放送内容を確認できるテレフォンサービスの利用について周知を強化する。
(4-2 にも記載) 【**市**】《**危機管理／行政機能**》

（迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化）

- 河川の水位や気象情報等を的確に把握し、必要に応じて避難勧告や災害に関する情報を市民に情報発信するとともに、市民に対して情報取得の方法について、市ホームページや出前講座等で周知していく。
(1-6 にも記載) 【**国、県、市**】《**危機管理／県土保全**》

（自主防災組織の育成強化等）

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、市内全地域で設立されるよう組織化を促進する。
(2-3, 4-2, 8-3 にも記載) 【**県、市、民間**】《**危機管理**》

- 自主防災組織の活動や資機材の整備について支援し、地域防災力の向上を図る。(2-3, 4-2, 8-3にも記載)
[県、市、民間] 《危機管理》
 - 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。(2-3, 4-2, 8-3にも記載) [県、市、民間] 《危機管理》
- (防災教育の充実)
- 地域や事業所における防災意識の向上のため、ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。[県、市、民間] 《リスクコミ》
- (防災訓練の充実)
- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。
[県、市、民間] 《リスクコミ》
- (災害時の要配慮者支援の促進)
- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する。[県、市、民間] 《リスクコミ》

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、市民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。[県、市、民間] 《危機管理/リスクコミ》
- 市における備蓄については、引き続き備蓄計画に基づき計画的な現物備蓄の確保及び更新を促進する。
[県、市、民間] 《危機管理/リスクコミ》

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定の締結を推進し、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の行い連携を強化していく。(3-1にも記載) [県、市、民間] 《危機管理/行政機能》
- 大規模災害時における被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体との相互応援協定について、定期的な情報交換や緊急連絡体制の確認等を行うなど、連携を強化していく。
(3-1にも記載) [県、市、民間] 《危機管理/行政機能》

(「道の駅」の防災拠点化の推進)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。[国、県、市] 《交通基盤/危機管理》

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。(6-2にも記載) [県、市] 《ライフ・情報》

(応急給水体制などの整備)

- 配水池に整備している緊急遮断弁等の安全装置について、日常点検を継続して実施するとともに、災害時に速やかな応急給水や復旧活動に取り組めるよう応急給水体制などの整備を進める。
(6-2にも記載) [県、市、民間] 《ライフ・情報》

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。
(1-1, 2-5, 8-4にも記載) [国、県、市] 《交通基盤》

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。
[県、市、民間] 《危機管理/リスクコミ》

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備の整備を促進する。**[県、市] 《危機管理》**
- 急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、維持管理や冬期間の使用を考慮し確保を進める。**[県、市] 《危機管理》**

(孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びブスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。**[国、県、市] 《交通基盤》**

(治山施設等の土砂災害対策の推進)

- 県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。**(1-2, 7-1, 7-3 にも記載) [県、市] 《農林水産/県土保全》**

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊との連携強化)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。**[国、県、市] 《危機管理》**

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設のより一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した消防関係施設及び消防資機材を計画的に更新する。**[県、市] 《行政機能》**

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。**[国、県、市] 《行政機能》**

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、市内全地域で設立されるよう組織化を促進する。**(1-6, 4-2, 8-3 にも記載) [県、市、民間] 《危機管理》**
- 自主防災組織の活動や資機材の整備について支援し、地域防災力の向上を図る。**(1-6, 4-2, 8-3 にも記載) [県、市、民間] 《危機管理》**
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。**(1-6, 4-2, 8-3 にも記載) [県、市、民間] 《危機管理》**

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時に救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。**(3-1 にも記載) [県、市、民間] 《危機管理/行政機能》**

(医療機関での非常時対応体制の整備)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。**[県、市、民間] 《保健医療・福祉》**

(市立病院での非常時対応体制の維持)

- 市立病院のボイラー設備用の燃料（重油）については、地下タンクへ3日以上以上の備蓄をしているほか、自家発電設備（軽油）を備え、停電対応として施設内の予備燃料と市関係車両の燃料タンク備蓄をあわせて3日以上以上の確保に努め、災害が発生した場合においても、安全で信頼される医療を継続するため、当該備蓄の常時維持を図る。っている。**[市] 《保健医療・福祉》**

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントの見直しや冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保を推進する。**[県、市] 《保健医療・福祉》**

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。**[県、市、民間] 《保健医療・福祉》**

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。**[県、市、民間] 《保健医療・福祉》**

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。**(1-1, 2-1, 8-4にも記載) [国、県、市] 《交通基盤》**

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策の推進)

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期的な予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。**[国、県、市、民間] 《保健医療・福祉》**
- 避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。**[国、県、市、民間] 《保健医療・福祉》**

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎の維持管理等の推進)

- 市庁舎については、新耐震基準により耐震化改修が完了していることから、今後は、寒河江市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な維持管理・修繕を行い長寿命化に取り組む。**(1-2にも記載) [市] 《行政機能/建築住宅》**

(災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進)

- 庁舎は新耐震基準により耐震化改修がされており、今後は庁舎の計画的な維持管理・修繕を行い長寿命化に取り組む。**[市] 《行政機能/危機管理》**

(業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に寒河江市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、当計画の検証や見直しを行いながら業務継続に必要な体制整備を進める。**[市] 《行政機能/危機管理》**

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 災害時のシステム不稼働のリスクを軽減するため、情報システムの機能維持の取り組みや業務の継続性を確保するための対策を講じていく。**[市] 《行政機能/ライフ/危機管理》**

(大規模災害時における広域連携の推進)

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立を図るため、他の自治体との相互応援協定の情報共有を図り体制を強化するなど、災害時に備え連携を強化する。**[県、市、民間] 《行政機能/危機管理》**

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定の締結を推進し、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の行き連携を強化していく。**(2-1にも記載) [県、市、民間] 《危機管理/行政機能》**
- 大規模災害時における被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体との相互応援協定について、定期的な情報交換や緊急連絡体制の確認等を行うなど、連携を強化していく。

(2-1にも記載) [県、市、民間] 《危機管理／行政機能》

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク以外の行政機関相互の通信手段を確保するため、県や通信事業者と災害協定等による連携を強化していく。

(1-6, 4-1にも記載) [国、県、市] 《危機管理／行政機能》

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時に救助・救急等に当たる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。(2-4にも記載) [県、市、民間] 《危機管理／行政機能》

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

[民間] 《ライフ・情報》

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク以外の行政機関相互の通信手段を確保するため、県や通信事業者と災害協定等による連携を強化していく。

(1-6, 3-1にも記載) [国、県、市] 《危機管理／行政機能》

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート*)、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。[県、市、民間] 《行政機能／危機管理》

* Lアラート … [災害関連情報の発信者である県・市と放送事業者等をインターネット上の
共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの]

(災害時における市民への情報伝達の強化)

- 市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、情報発信の多重化の取組みを促進する。

(1-6にも記載) [市] 《危機管理／行政機能》

- 防災行政無線の放送内容を確認できるテレフォンスービスの利用について周知を強化する。

(1-6にも記載) [市] 《危機管理／行政機能》

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、市内全地域で設立されるよう組織化を促進する。

(1-6, 2-3, 8-3にも記載) [県、市、民間] 《危機管理》

- 自主防災組織の活動や資機材の整備について支援し、地域防災力の向上を図る。

(1-6, 2-3, 8-3にも記載) [県、市、民間] 《危機管理》

- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。(1-6, 2-3, 8-3にも記載) [県、市、民間] 《危機管理》

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、県内企業におけるBCP策定を促進する。[県、市、民間] 《産業経済》

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給事業者との連絡強化)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する。(6-1にも記載) [市、民間] 《ライフ・情報/産業経済》

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

(高速道路及び広域幹線道路の整備)

- 大規模災害時に県内外被災地への物資支援や人的支援を迅速に行うため、国・県と連携し高速道路や広域幹線道路の整備を促進する。(8-4にも記載) [国、県、市、民間] 《交通基盤》
- 被災地や防災拠点施等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。(8-4にも記載) [国、県、市、民間] 《交通基盤》

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。(6-4にも記載) [国、県、市] 《交通基盤》
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(6-4にも記載) [国、県、市] 《交通基盤》

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び維持のため、鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨、大雪等の自然災害の防止対策を進める。(6-4, 8-4にも記載) [国、県、市] 《交通基盤》

5-4 食料等の安定供給の停滞

(食料等の備蓄)

- 家庭における食料等の備蓄について、災害発生に対応できるよう3日分の食料と飲料水の備蓄を引き続き周知していく。[市、民間] 《危機管理/リスクコミ》
- 市における備蓄について、備蓄計画に基づき計画的に現物備蓄の確保、更新を進めていく。[市、民間] 《危機管理/リスクコミ》

(食料生産基盤の整備)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。[県、市、民間] 《農林水産》

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

(エネルギー供給事業者との連絡強化)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する。(5-2にも記載) [市、民間] 《ライフ・情報/産業経済》

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。 [国、県、市、民間] 《ライフ・情報/産業経済》

6-2 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。**(2-1にも記載)** [県、市] 《ライフ・情報》

(応急給水体制などの整備)

- 配水池に整備している緊急遮断弁等の安全装置について、日常点検を継続して実施するとともに、災害時に速やかな応急給水や復旧活動に取り組めるよう応急給水体制などの整備を進める。**(2-1にも記載)** [県、市、民間] 《ライフ・情報》

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。**[県、市、民間]** 《農林水産》

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道業務継続計画（BCP）・施設耐水化等の推進)

- 下水道BCPによる災害を想定した訓練を行い災害時においても迅速な対応と早期復旧に努める。また、下水道ストックマネジメント計画を着実に進めるほか、下水道施設の耐水化についても早期に検討し着実に進める。**[市]** 《ライフ・情報》

(合併処理浄化槽への転換)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき策定された、寒河江市生活排水処理基本計画を着実に推進し、下水道区域以外については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。**[県、市、民間]** 《ライフ・情報》

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。**[県、市、民間]** 《交通基盤》

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び維持のため、鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨、大雪等の自然災害の防止対策を進める。**(5-3, 8-4にも記載)** [国、県、市、民間] 《交通基盤》

(農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。**[県、市]** 《農林水産》

(災害に強い路網整備の推進)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。**[県、市]** 《農林水産》

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。**(5-3にも記載)** [国、県、市] 《交通基盤》
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。**(5-3にも記載)** [国、県、市] 《交通基盤》

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の点検強化・ハザードマップ作成の推進)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。**[市] 《農林水産／危機管理》**
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、市民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う。**[市] 《農林水産／危機管理》**

(治山施設等の土砂災害対策の推進)

- 県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。**(1-4, 2-2, 7-3 にも記載) [県、市] 《農林水産》**

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、市民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。**[国、県、市] 《危機管理／県土保全》**

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。**[県、市、民間] 《環境》**

(危険物施設の耐震化の促進)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。**[県、市、民間] 《環境》**

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設等の保安全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域市民が共同で行う水路、農道等の保安全管理を推進する。**[県、市、民間] 《農林水産／県土保全》**

(治山施設等の土砂災害対策の推進)

- 県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。**(2-2, 7-1, 7-1 にも記載) [県、市] 《農林水産／県土保全》**

7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。**[県、市、民間] 《産業経済》**

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携強化)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。**[県、市、民間] 《リスクコミ》**

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。【[県、市、民間](#)】《[リスクコミ](#)》

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携強化)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう連携強化を図る。【[県、市、民間](#)】《[リスクコミ](#)》

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。【[県、市、民間](#)】《[リスクコミ](#)》

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、市と連携し、市民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から市民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。【[県、市、民間](#)】《[危機管理](#)》

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、市民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、市内全地域で設立されるよう組織化を促進する。
(1-6, 2-3, 4-2にも記載)【[県、市、民間](#)】《[危機管理](#)》
- 自主防災組織の活動や資機材の整備について支援し、地域防災力の向上を図る。
(1-6, 2-3, 4-2にも記載)【[県、市、民間](#)】《[危機管理](#)》
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。(1-6, 2-3, 4-2にも記載)【[県、市、民間](#)】《[危機管理](#)》

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。【[国、県、市](#)】《[危機管理](#)》

8-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高速道路及び広域幹線道路の整備)

- 大規模災害時に県内外被災地への物資支援や人的支援を迅速に行うため、国・県と連携し高速道路や広域幹線道路の整備を促進する。(5-3にも記載)【[国、県、市、民間](#)】《[交通基盤](#)》
- 被災地や防災拠点施等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。(5-3にも記載)【[国、県、市、民間](#)】《[交通基盤](#)》

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。(1-1, 2-1, 2-5にも記載)【[国、県、市](#)】《[交通基盤](#)》

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び維持のため、鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨、大雪等の自然災害の防止対策を進める。(5-3, 6-4にも記載)【[国、県、市](#)】《[交通基盤](#)》

【別表3】個別事業一覧

| 個別の事業名 | 担当課 | 備考 |
|-------------------------|----------------|----|
| (1) 行政機能 | | |
| 公共施設等総合管理計画による施設管理 | 財政課 | |
| 防災対策事業 | 防災危機管理課 | |
| 災害救助事業 | 防災危機管理課 | |
| 水防活動事業 | 防災危機管理課 | |
| 業務継続計画の検証・見直し | 防災危機管理課 | |
| 防災行政無線の整備、運用管理 | 防災危機管理課 | |
| 情報化推進事業 | デジタル戦略課 | |
| SNSを活用した情報発信の推進 | 防災危機管理課・企画創成課 | |
| 指定避難所・避難場所の指定 | 防災危機管理課 | |
| 福祉避難所の指定 | 防災危機管理課・高齢者支援課 | |
| 災害物資・食料備蓄品整備事業 | 防災危機管理課 | |
| ドクターヘリのランデブーポイントの確保及び維持 | 健康福祉課・防災危機管理課 | |
| 災害時における燃料供給の確保 | 防災危機管理課 | |
| 消防団施設整備事業 | 防災危機管理課 | |
| 消防水利維持管理 | 防災危機管理課 | |
| 消防団活動推進事業 | 防災危機管理課 | |
| | | |
| (2) 危機管理 | | |
| 災害救助事業（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 水防活動事業（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 防災対策事業（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 女性防火研修事業 | 防災危機管理課 | |
| 防災士資格取得支援事業 | 防災危機管理課 | |
| 自主防災組織設立・育成支援 | 防災危機管理課 | |
| 防災行政無線の整備、運用管理（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 災害時応援協定の締結推進 | 防災危機管理課 | |
| 災害協定の締結推進 | 防災危機管理課 | |
| 指定避難所・避難場所の指定 | 防災危機管理課 | |
| マイ・タイムライン作成推進事業 | 防災危機管理課 | |
| 防災マップ更新事業（ため池含む） | 防災危機管理課・農林課 | |

| | | |
|-----------------------------|----------------|--|
| SNSを活用した情報発信の推進（再掲） | 防災危機管理課・企画創成課 | |
| ドクターヘリのランデブーポイントの確保及び維持（再掲） | 健康福祉課・防災危機管理課 | |
| 災害時における燃料供給の確保（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 豪雪対策事業 | 防災危機管理課 | |
| 要配慮者利用施設等の避難確保計画作成推進 | 防災危機管理課・高齢者支援課 | |
| | | |
| （３）建築住宅 | | |
| 公共施設等総合管理計画による施設管理（再掲） | 財政課 | |
| 指定避難所・避難場所の指定（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 災害物資・食料備蓄品整備事業（再掲） | 防災危機管理課 | |
| がけ地近接等危険住宅移転事業 | 建設管理課 | |
| 公営住宅等整備事業 | 建設管理課 | |
| 公営住宅等ストック総合改善事業 | 建設管理課 | |
| 空き家再生等推進事業 | 建設管理課 | |
| 空き家対策総合支援事業 | 建設管理課 | |
| 住宅・建築物安全ストック形成事業 | 建設管理課 | |
| 木造住宅耐震改修補助事業 | 建設管理課 | |
| 危険ブロック塀等撤去費補助事業 | 建設管理課 | |
| | | |
| （４）交通基盤 | | |
| 橋りょう整備事業 | 建設管理課 | |
| 舗装整備事業（単独） | 建設管理課 | |
| 道路新設改良事業（交付金） | 建設管理課 | |
| 道路新設改良事業（単独） | 建設管理課 | |
| 側溝整備事業（交付金） | 建設管理課 | |
| 側溝整備事業（単独） | 建設管理課 | |
| 道路維持事業 | 建設管理課 | |
| 交通安全施設整備事業 | 建設管理課 | |
| 除雪事業 | 建設管理課 | |
| 市民交通対策事業 | 企画創成課 | |
| デマンド型公共交通運行事業 | 企画創成課 | |
| 市内循環型公共交通運行事業 | 企画創成課 | |
| | | |

| | | |
|-----------------------------|----------------|--|
| (5) 国土保全 | | |
| 最上川流域治水対策 | 防災危機管理課 | |
| 最上川減災対策 | 防災危機管理課 | |
| 中山間地域活性化推進事業 | 農林課 | |
| 多面的機能支払交付金事業 | 農林課 | |
| 地籍調査事業 | 農林課 | |
| 防災マップ更新事業（ため池含む）（再掲） | 防災危機管理課・農林課 | |
| 農道維持管理事業 | 農林課 | |
| 林道維持管理事業 | 農林課 | |
| 河川総務管理事業 | 建設管理課 | |
| 用悪水路整備事業 | 建設管理課 | |
| | | |
| (6) 保健医療・福祉 | | |
| 感染症対策事業 | 健康福祉課 | |
| 予防接種事業 | 健康福祉課 | |
| ドクターヘリのランデブーポイントの確保及び維持（再掲） | 健康福祉課・防災危機管理課 | |
| 災害時における燃料供給の確保（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 福祉避難所の指定（再掲） | 防災危機管理課・高齢者支援課 | |
| 要配慮者利用施設等の避難確保計画作成推進（再掲） | 防災危機管理課・高齢者支援課 | |
| | | |
| (7) ライフライン・情報通信 | | |
| 情報化推進事業 | デジタル戦略課 | |
| SNSを活用した情報発信の推進（再掲） | 防災危機管理課・企画創成課 | |
| 公共下水道事業 | 上下水道課 | |
| 老朽水道管更新事業 | 上下水道課 | |
| 水道施設老朽化対策事業 | 上下水道課 | |
| 地球温暖化対策実行計画の推進 | 市民生活課 | |
| 合併処理浄化槽設置整備事業 | 上下水道課 | |
| 下水道ストックマネジメント計画の推進 | 上下水道課 | |
| 応急給水体制の整備 | 上下水道課 | |
| | | |
| (8) 産業経済 | | |
| 企業の事業継続計画（BCP）の作成推進 | 商工推進課 | |

| | | |
|----------------------|----------------|--|
| (9) 農林水産 | | |
| 防災マップ更新事業（ため池含む）（再掲） | 防災危機管理課・農林課 | |
| 農道維持管理事業（再掲） | 農林課 | |
| 林道維持管理事業（再掲） | 農林課 | |
| 中山間地域活性化推進事業（再掲） | 農林課 | |
| 多面的機能支払交付金事業（再掲） | 農林課 | |
| 有害鳥獣被害防止対策事業 | 農林課 | |
| | | |
| (10) 環境 | | |
| 災害廃棄物処理計画の推進 | 市民生活課 | |
| 有害物質の拡散、流出防止対策の推進 | 市民生活課 | |
| | | |
| (11) リスクコミュニケーション | | |
| 防災対策事業（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 要配慮者利用施設等の避難確保計画作成推進 | 防災危機管理課・高齢者支援課 | |
| 自主防災組織設立・育成支援（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 防災士の養成 | 防災危機管理課 | |
| 災害時応援協定の締結推進（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 災害協定の締結推進（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 災害物資・食料備蓄品整備事業（再掲） | 防災危機管理課 | |
| 防災訓練の実施 | 防災危機管理課 | |
| | | |